

和歌山市告示第328号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年9月11日

和歌山市長 尾 崎 太 郎

送達書類の名称 令和8年度 市民税県民税森林環境税納税通知書